

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン

令和4年1月4日（火）

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン

目 次

1	本ガイドラインの位置づけ	1
2	活用に当たっての基本的留意事項	1
3	用語の定義	3
4	感染状況に応じた活用	3
5	提示対象	4
6	ワクチン接種歴・検査の確認内容	5
7	各場面における活用方法	
(1)	飲食、カラオケ等	8
(2)	イベント等	11
(3)	県間・離島間移動（ツアー、宿泊等）	15
(4)	その他	18
8	飲食等における接種証明等の確認方法	19
9	イベント等における接種証明等の確認方法	24
10	移動等（ツアー、宿泊）における接種証明等の確認方法	29
11	接種証明の種類	34
12	ワクチン接種・検査陰性証明等に関するQ & A	39

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン

令和4年1月4日

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 本ガイドラインの位置づけ

ワクチン接種証明等の活用については、ワクチン接種の推進を前提として、感染防止対策認証制度と合わせて運用することで、経済活動を継続することが期待できる。このガイドラインは、感染防止と経済活動の両立に向け、飲食、イベント、県境・離島間移動等の各場面において、社会防衛の観点からリスクが低いことを示すワクチン接種・検査陰性証明（以下「接種証明等」とする）の活用指針を定めるものである。

本ガイドラインは、感染状況やワクチン接種状況、接種証明等の利用状況、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更の状況等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行う。

2 活用に当たっての基本的留意事項

(1) ワクチン及びワクチン接種証明等の効果

ワクチンについては、①ワクチン接種者において重症化及び死亡を予防する効果があること、②発症予防効果についても一定の効果が認められていること、③ワクチン接種後の感染やその感染の伝播を予防する効果も一定程度示されていること、からワクチンの有効性は明確であると考えられる。一方、ワクチンを接種したとしても感染が生じるいわゆる「ブレークスルー感染」が一定程度生じることや、ワクチンにより獲得された免疫は数カ月で徐々に減弱していく可能性、新たな変異株出現の可能性が指摘されている。これらを踏まえると、接種証明等は他者に感染させないことや自らが感染しないことの完全な保証にはならないと考えられる。ワクチン接種証明等の活用についても、社会防衛の観点からリスクが低いことを示す仕組みであることに留意が必要である。

(2) 基本的留意事項

ア 基本的な感染症対策の徹底

ワクチン接種証明等の活用の前提として、マスクの着用、手指衛生、ゼロ密などの感染防止対策の徹底が必要であり、ワクチン接種証明等が、感染防止対策を講じなくて良い許可証のように捉えることは適当ではない。

イ 基本的対処方針等との関係

ワクチン接種証明等の活用は、国の「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」及び「沖縄県対処方針」における要請や働きかけの範囲内で行われるべきものであり、例えば緊急事態措置区域において同証明の活用により酒類の提供を開始するなど、要請や働きかけを超えて誤った活用をすることは認められない。

また、感染再拡大により医療提供体制が逼迫する場合や、まん延防止等重点措置地域や緊急事態措置区域の移行により、ワクチン接種証明等の活用を制限することもあり得る。

ウ 不当な差別に対する取り扱い

新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要の観点から、予防接種法において「接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、ワクチン接種を受けるかどうかは個人の任意であることなどからワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いはあってはならない。

また、病気などの理由でワクチン接種を受けられない方がいることから、接種証明等を各種サービスにおいて利用する場合には、こうした方が利用可能な代替手段としてPCR検査の検査結果証明書等の代替案を確保することなどが重要である。

なお、県による行動制限の緩和とは関係なく、民間事業者等が自社の提供するサービス等について、利用者の接種証明等を活用することは原則自由であり、特段の制限を設けない。

ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）など個別法においてサービスの利用制限の排除について定めている場合には法違反とならないようにすることに留意する必要があるほか、業界が接種証明利用のガイドラインを定めた場合には、この内容に留意しながら運用されることが望ましい。

また、公共的なサービス等においては、県民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多いことから、接種証明等の提示の有無によって取り扱いを区別することには、より一層の慎重さが求められる。

【不当な差別の例】

利用者	◇ワクチン未接種者又はPCR検査等を受けていない者に対し、法外な料金を請求すること ◇施設の利用等にあたり、ワクチン未接種者又はPCR検査等を受けていないことを理由に、著しい格差を設けること
-----	--

従業員等	◇ワクチン接種をしていないことのみをもって出勤停止にするなど、代替措置（PCR検査等）を講ずることなく、職種、勤務体制・内容に制限を加えること。 ◇ワクチン接種をしないことのみを理由として採用を拒否したり、退職を勧奨すること
------	---

エ 個人情報保護について

ワクチン接種に関する個人情報の管理に当たっては、個人情報保護関連法令を遵守しなければならない。

ワクチン接種を受けているかどうかは、個人のプライバシーに属する事柄である。本人の意に反してワクチン接種の有無に関する情報の開示を強要することや、本人の同意を得ることなく第三者にワクチン接種の有無に関する情報を提供することは、関係法令に照らして違法となる場合がある。

3 用語の定義

証明活用者	経済活動等のために証明の提示を求める者
証明提示者	経済活動等の参加・利用のために証明書を提示する者
ワクチン・検査パッケージ制度	ワクチン接種証明又は検査陰性証明等の提示により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限の緩和を可能とする制度
感染収束時	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、県独自措置等による行動制限の無い状態
感染拡大時	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、県独自措置等の自粛や時短等の要請等による行動制限を行っている状態
R I C C A	施設やイベント会場等に提示されたQRコードを利用者がLINEアプリで読み取ることで、同施設を利用した日時等が県に登録され、後日、施設利用者の感染が判明した際に、同時刻に施設等を利用された方にLINEメッセージ等でお知らせするもの。

4 感染状況に応じた活用

ワクチン接種証明等の活用を推進することで、感染拡大防止を図りつつ、経済活動を継続することが期待できることから、本県においては感染収束時においてもインセンティブ等を付与する形でワクチン接種証明等の活用を奨励する。

また、感染拡大時には、ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和

3年11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部)に基づき、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する。

(1) 感染収束時の活用（インセンティブ型）

民間事業者や施設設置者が自社の提供するサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは自由である。

「沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン」等を遵守し、インセンティブ（サービス）付与や、安全・安心確保（感染リスク低減）のための接種証明等の活用を奨励する。

(2) 感染拡大時の活用（行動制限緩和型）

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において「ワクチン・検査パッケージ」適用により、基本的対処方針に基づいて県が要請する行動制限（人数制限、イベント収容定員、県外への移動等）を緩和する。

なお、感染拡大時においてワクチン・検査パッケージを順守する形で、インセンティブを付与することも差し支えない。

	行動制限緩和	インセンティブ型
平時 (Lv0～Lv1)	行動制限等の要請無し (時短要請なし、イベント等人数制限なし、県外への移動制限なし)	【インセンティブ】 ・飲食店等でのサービス付与 ・イベント等での専用レーン等による優先入場 ・県対処方針に準拠し、安全・安心の確保（感染リスク低減）のための接種証明等の活用 ※おきなわ彩発見キャンペーンにおける利用条件 等
感染拡大区域 (県独自措置検討・実施) (Lv2)	県のワクチン・検査パッケージの対象 【飲食店】認証店において、人数制限緩和 ※同一グループ・同一テーブル原則4人以内、 但しパッケージ適用により5人以上も可	基本的対処方針等に基づいて県が要請する行動制限や、国の制度等の範囲内で、接種証明等を活用することでインセンティブ付与
感染拡大区域 (緊急事態措置区域、重点措置地域、県独自措置) (Lv2～Lv4)	【飲食店】認証店において、人数制限緩和 【イベント】感染防止安全計画策定の上、措置等における収容人数の制限緩和 【移動】都道府県をまたぐ移動等について、 自産要請の対象に含めない 【カラオケ】認証店及び飲食を主として業としていないカラオケ店について、緊急事態措置区域において全員の証明書等を確認する	

5 提示対象

検査証明等の掲示対象は12歳以上とする。

ただし、ワクチン・検査パッケージを適用する場合、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合は検査を不要とするが、6歳以上～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要となる。

6 ワクチン接種歴・検査の確認内容

(1) ワクチン接種証明

① 確認内容

事業者は、予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認する。予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可とする。

また、上記の確認の際には、身分証明書等により本人確認を行う。

接種証明書には、電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等を含む。

外国政府等の発行した接種証明については、別に定めるワクチンであり、氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数すべての事項が日本語又は英語表記されているものに限り、可とする。

また、「外国政府等の発効した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において、使用可能とするワクチンについて（内閣官房：令和3年11月19日）」により、使用可能とするワクチンは「ファイザー」「アストラゼネカ」「モデルナ」とする。

② 有効期限

上記の確認に用いる予防接種済証等の有効期限は当面定めない。

(2) 検査陰性証明

検査結果については、PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）が推奨されるが、抗原定性検査も利用可能とする。それらの確認内容・方法等は以下のとおりとする。

i) PCR検査等の検査結果の確認

① 確認内容

事業者は、PCR検査等について、医療機関又は衛生検査所等が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。その際には、身分証明書等により本人確認を行う。

結果通知書等には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限が記載されていることを確認する。

② 有効期限

上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とする。

ii) 抗原定性検査の検査結果の確認

① 検査の実施方法

抗原定性検査は、利用者が、これに対応する医療機関又は衛生検査所等で検査を受ける場合のほか、事業者等が設けた場所において、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行いながら、検査キットを用いて実施することも可能とする。

その場合の実施方法の詳細・留意点は、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）」に従い適切に実施する。

② 確認内容

事業者は、検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。

結果通知書には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、使用した検査キットの製品名、検査日、事業所名、検査管理者氏名、有効期限が記載されていることを確認する。

なお、イベント等の開催場所等において、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、入場させるためにのみ用いる等の場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しない。ただし、検査結果の陰性を確認した者であることが分かるよう必要な工夫を行う。

③ 有効期限

上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とする。

証明の種類	手段	確認内容
ワクチン接種証明等 （ワクチン接種済証、接種証明書、接種記録書、外国政府が発行した接種証明等）	紙	① ワクチン接種済証（シール）等原本及び本人確認証（本人写真貼付のある運転免許証、マイナンバーカード、学生証等） ② 上記コピー及び本人確認証
	デジタル	① （本人確認がとれているもの） 国が提供するワクチン接種証明書アプリまたは同等の機能を有するもの（市町村が提供するVRSと連動したアプリ等）

		② (本人確認が必要なもの) ワクチン接種済証(シール)のデジタルコピーを提示できるもの(民間が開発したアプリ等)及び本人確認証
PCR検査等 (PCR検査、LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査等)	紙	① 医療機関または検査機関が発行する証明書類(検査後3日以内のものに限る)及び本人確認証 ② 検査結果を知らせるメールのコピー(氏名、3日以内の検査日が明記してあるもの)及び本人確認証
	デジタル	① 検査結果を知らせるメール(氏名、3日以内の検査時間が明記してあるもの)及び本人確認証 ② 検査結果情報等について、アプリに取り込み表示するもの(氏名、3日以内の検査日が明記してあるもの)及び本人確認証
抗原定性検査	紙	③ 医療機関または検査機関が発行する証明書類(検査後1日以内のものに限る)及び本人確認証 ④ 検査結果を知らせるメールのコピー(氏名、1日以内の検査日が明記してあるもの)及び本人確認証
	デジタル	③ 検査結果を知らせるメール(氏名、1日以内の検査時間が明記してあるもの)及び本人確認証 ④ 検査結果情報等について、アプリに取り込み表示するもの(氏名、1日以内の検査日が明記してあるもの)及び本人確認証
	現場確認	現場にて実施した抗原検査キット(陰性証明済み)等

7 各場面における活用方法

日常・経済活動において、感染防止との両立が特に求められる場面での活用を想定する。なお、活用にあたっては沖縄県感染防止対策認証制度及び行政・業界団体ガイドライン遵守を前提とする。

(1) 飲食、カラオケ等

ア 活用シーン

感染収束時	飲食店等での活用にあたっては、インセンティブ（サービス）付与等の活用など任意で行うものとする。
感染拡大時	<p>県の対処方針等に基づく行動制限の緩和の適用を受けるにあたって、酒類提供を行う感染防止対策認証店（以下「認証店」とする）において、「ワクチン・検査パッケージ」を適用することにより利用者の人数制限を緩和し、制限なしとする。</p> <p>なお、認証店は別途定める沖縄県ワクチン・検査パッケージ登録等要領（仮称）に基づき「ワクチン・検査パッケージ」を適用する旨を県に申請し登録するものとする。</p>

イ 活用事例

感染収束時	<p>【証明提示によるサービス提供（割引等）】</p> <p>入場時または注文時に証明を提示し、店が独自に設けるサービスを受ける</p>
感染拡大時	<p>【人数制限の緩和】</p> <p>パッケージ適用の「認証店」において、入店時に証明を提示することで、人数制限（同一グループ・同一テーブル4人以内の要請等）を緩和する</p> <p>※パッケージ適用により5人以上も可能となる</p>

【飲食、カラオケ等における接種証明等の確認事項】

① 入店前

- ◇業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底する。（1. 店舗内の衛生管理、2. 従業員等の安全衛生管理、3. お客様の安全等）
- ◇ワクチン・検査パッケージを活用し、緊急事態宣言等における人数制限緩和の適用を受けようとする飲食店等（感染防止対策認証店舗）は、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を県に登録すること。

◇登録については、飲食店等の事業者が制限緩和の適用を受ける前までに行うこと。

【飲食店等におけるワクチン・検査パッケージの登録について】

1. 対象事業者

(1) 沖縄県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店

※認証を受けていない店舗については、認証制度も併せて申請が必要

(2) 飲食を業としていないカラオケ店

2. 登録について

登録申請書に必要事項を記載の上、県までメールや郵送等で提出ください。

3. ワクチン・検査パッケージ登録ステッカー配布について

登録が完了した店舗へは、ステッカーデータを配布します。届きましたら、印刷の上、利用者の見やすい場所に掲示して下さい。

4. 運用について

ワクチン・検査パッケージ制度要綱や本ガイドライン、沖縄県感染防止対策認証制度実施要綱等により運用する。

② 入店時

◇検温及び手指消毒の実施と併せて、接種証明等の確認を行う。

◇接種証明等の確認時に来店者が密にならないよう配慮する。

◇ワクチン接種証明の確認に当たっては、以下を確認する。

- ・ 身分証明書等により本人であることを確認。（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）
- ・ 2回目の接種年月日の確認（2回目の接種日から14日以上経過していること）
- ・ 上記の確認に用いるワクチン接種証明の有効期限は当面定めない。

◇検査陰性証明の確認に当たっては、以下を確認する。

- ・ 身分証明書等により本人であることを確認。（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）
- ・ 行動制限を緩和する場合、未就学児（6歳未満）の確認は不要であるが、6歳～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要となる。
- ・ 検査方法等の確認（PCR検査等、抗原定性検査のいずれか）
- ・ 抗原定性検査の実施にあたっては、「ワクチン・検査パッケージ制

度における抗原定性検査の実施要綱」に基づき、適切に行う。

- ・有効期限の確認（PCR検査等の有効期限は、検体採取日より3日以内、抗原定性検査の有効期限は、検査日より1日以内）
- ・検査結果が陰性であることを確認

◇利用者に対し、店舗に掲示されたR I C C AのQRコードの読み込みを促す。

③ 条件を満たさない場合の運用

◇検査結果が陽性の場合

- ・医療機関または県コールセンターの連絡先（098-866-2129）を伝えるなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・同行者が陽性の場合、濃厚接触者と考えられる方については、県コールセンターや保健所に相談する等の対応を促す。

◇その他、条件を満たさない場合（検査結果が「判定不能」、確認書類を持参しなかった、検査結果が間に合わなかった、ワクチン2回目接種から14日を経過していない場合等）

- ・インセンティブ（サービス付与）では、条件を満たさない旨を説明する。
- ・抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内をおこなう（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）
- ・緊急事態宣言等における行動制限緩和においては、「同一グループ・同一テーブル4人以内」の要請内容を説明し、複数のテーブルに分けることや、抗原定性検査を案内する等の対応を行う。

④ 留意点

◇ワクチン・検査パッケージを適用する認証店は、人数制限の緩和が適用される店舗であることがわかるよう、ステッカー等を掲示すること。

◇認証店及び飲食を主として業としていないカラオケ店については、緊急事態措置区域において、カラオケ設備を提供する場合には、来店者全員のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認すること。

(2) イベント等

ア 活用シーン

感染収束時	イベントでの活用にあたっては、入場時に証明提示によりインセンティブ（サービス）付与等の活用などを任意で行うものとする。
感染拡大時	県の対処方針等に基づく行動制限の緩和の適用を受けるにあたって、イベントの感染防止安全計画を策定したイベント主催者において、「ワクチン・検査パッケージ」を適用することにより、収容定員まで追加可能とする。 なお、イベント主催者は、感染防止安全計画に基づき、パッケージを適用する旨を県に申請し登録するものとする。

イ 活用事例

感染収束時	【証明提示によるサービス提供（割引、プレゼント配布等）】 イベント入場時または入場券購買時等に証明を提示し、サービス等を受ける。
	【専用レーン等による優先入場】 イベント主催者は混雑を避けるために、入場時に証明書提示レーンを区分する。
感染拡大時	【収容人数制限の緩和】 イベント主催者は、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた場合は、パッケージ適用により、収容定員まで追加可能とする。

【イベント等における接種証明等の確認事項】

① 入場前

- ◇イベント参加者へ、事前及び当日の安全対策の呼びかけを行う。
- ◇業種別ガイドラインを遵守するとともに、「イベント開催時の必要な感染防止対策」に示されている必要な感染防止策を行う。
- ◇イベントの開催制限については、令和3年11月19日付け国の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係

- る留意事項等について（以下、開催制限について）」、「イベント開催等における感染防止安全計画等について（以下、安全計画等について）」に基づき、感染防止安全計画を県に提出し、同計画に基づいた感染防止対策を徹底すること。（1. 飛沫の抑制の徹底、2. 手洗い・手指・施設消毒の徹底、3. 喚起の徹底、4. 来場者間の密集回避、5. 飲食の制限、6. 出演者等の感染対策、7. 参加者の把握・管理等）
- ◇ワクチン・検査パッケージを活用し、緊急事態宣言等における人数上限を超えて収容率100%で開催するイベント主催者は、感染防止安全計画にワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を記載し、県に提出すること。
- ◇登録については、イベント主催者等の事業者が制限緩和の適用を受ける前までに行うこと。
- ◇行動制限下において、ワクチン・検査パッケージ適用により人数上限を緩和したイベントについては、当日にワクチン接種証明等を忘れずに持参することや、忘れた場合の対応（入場や返金の可否等）について呼びかけを行う。

【イベント開催等における感染防止安全計画等について】

沖縄県 HP：イベントの開催制限等について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>

1. イベント開催時における必要な感染防止策
イベントの開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守するとともに「イベント開催時の必要な感染防止対策」に示されている必要な感染防止策を行うこと。
2. 感染防止安全計画の策定の対象となるイベント
(1)参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント
3. 感染防止安全計画について
(1) イベント主催者はイベント開始の2週間まえに、県へ「感染防止安全計画」を提出する。
(2) 緊急事態措置等における人数上限を超えて収容定員まで緩和する場合は、「感染防止安全計画」においてワクチン・検査パッケージ適用を検討する。
4. 運用について
「開催制限について」や「安全計画等について」、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」、本ガイドライン等により運用する。

② 入場時

◇検温及び手指消毒の実施と併せて、ワクチン接種証明又は検査陰性証明等の確認を行う。

◇各証明等の確認時に来場者が密にならないよう配慮する。

◇ワクチン接種証明等の確認に当たっては、以下を確認する。

- ・身分証明書等により本人であることを確認。（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）
- ・2回目の接種年月日の確認（2回目の接種日から14日以上経過していること）
- ・上記の確認に用いるワクチン接種証明等の有効期限は当面定めない。

◇検査陰性証明等の確認に当たっては、以下を確認する。

- ・身分証明書等により本人であることを確認。（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）
- ・行動制限を緩和する場合、未就学児（6歳未満）の確認は不要であるが、6歳～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要となる。
- ・検査方法等の確認（PCR検査等、抗原定性検査のいずれか）
- ・抗原定性検査の実施にあたっては、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に基づき、適切に行う。
- ・有効期限の確認（PCR検査等の有効期限は、検体採取日より3日以内、抗原定性検査の有効期限は、検査日より1日以内）
- ・検査結果が陰性であることを確認

◇利用者に対し、施設に掲示されたR I C C AのQRコードの読み込みを促す。

③ 条件を満たさない場合の運用

◇検査結果が陽性の場合

- ・医療機関または県コールセンター（098-866-2129）に伝えるなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・同行者が陽性の場合、濃厚接触者と考えられる方については、県コールセンターや保健所に相談する等の対応を促す。

◇その他、条件を満たさない場合（検査結果が「判定不能」、確認書類を持参しなかった、検査結果が間に合わなかった、ワクチン2回目接種から14日を経過していない場合等）

- ・インセンティブ（サービス付与）では、条件を満たさない旨を説明する。
- ・抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内

をおこなう（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）

- ・緊急事態宣言等における行動制限緩和においては、入場にワクチン接種証明等の提示が必要であることや、忘れた場合の取扱い（入場の可否や返金等）、抗原定性検査を案内する等の対応を行う。

④ 留意点

◇人数制限の緩和が適用されるイベントであることがわかるよう、ホームページや会場等において掲示すること。

(3) 県間・離島間移動（ツアー、宿泊等）

ア 活用シーン

感染収束時	県間・離島間移動での活用にあたっては、主として旅行商品購入時等において証明書等提示によりインセンティブ（サービス）付与等の活用などを任意で行うものとする。
感染拡大時	県の対処方針等に基づく行動制限の緩和の適用を受けるにあたって、「ワクチン・検査パッケージ」を適用することにより、都道府県及び島をまたぐ移動の制限を緩和し、自粛要請の対象に含めないものとする。

イ 活用事例

感染収束時	<p>【証明書等を条件とした旅行商品造成、サービス付与等（割引、プレゼント配布等）】</p> <p>安全・安心な旅行環境の確保のため、証明書等を利用条件とした事業の実施（おきなわ彩発見キャンペーン等）</p> <p>行政、業界団体等によって着地に設置されたブースにおいて証明を提示し、サービス等を受ける。</p>
感染拡大時	<p>【移動等の制限緩和】</p> <p>行動制限下での都道府県及び島をまたぐ移動について、自粛の対象としない。</p> <p>※人の移動については、基本的に個人に対する自粛の解除であるため、事業者が接種歴等を確認することを求めるものではない。</p>

【ツアーや宿泊等における接種証明等の確認事項】

① 移動前

◇業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底する。（1. 施設内の衛生管理、2. 従業員等の安全衛生管理、3. お客様の安全等）

◇国（観光庁）がワクチン・検査パッケージを活用した施策を実施する場合において、ツアーを実施しようとする旅行業者及び宿泊業者は「ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン（観光庁：令和3年11月19日）」に基づき、観光庁または観光庁が指定する者に登録する。

◇県が実施する地域観光事業支援（おきなわ彩発見キャンペーン）にお

いて、ワクチン検査・パッケージを活用する場合は、県または県が事業を委託している者に登録する。

◇ワクチン・検査パッケージを活用し、旅行業者がツアーを実施する場合及び宿泊業者が宿泊サービスを提供する場合は、観光庁が定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」により運用するものとする。

◇旅行者等は、県間・離島間を移動する際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底する。

② ツアー・宿泊開始時

◇検温及び手指消毒の実施と併せて、ワクチン接種証明又は検査陰性証明等の確認を行う。

◇各証明等の確認時に旅行者が密にならないよう配慮する。

◇ワクチン接種証明等の確認に当たっては、以下を確認する。

- ・身分証明書等により本人であることを確認。（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）
- ・2回目の接種年月日の確認（2回目の接種日から14日以上経過していること）
- ・上記の確認に用いるワクチン接種証明等の有効期限は当面定めない。

◇検査陰性証明等の確認に当たっては、以下を確認する。

- ・身分証明書等により本人であることを確認。（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）
- ・行動制限を緩和する場合、未就学児（6歳未満）の確認は不要であるが、6歳～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要となる。
- ・検査方法等の確認（PCR検査等、抗原定性検査のいずれか）
- ・抗原定性検査の実施にあたっては、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に基づき、適切に行う。
- ・有効期限の確認（PCR検査等の有効期限は、検体採取日より3日以内、抗原定性検査の有効期限は、検査日より1日以内）
- ・検査結果が陰性であることを確認

◇旅行者等に対しR I C C Aの登録を促し、感染防止対策に取り組む。

※R I C C Aとは、施設やイベント会場等に提示されたQRコードを利用者がL I N Eアプリで読み取ることで、同施設を利用した日時等が県に登録され、後日、施設利用者の感染が判明した際に、同時刻に施設等を利用された方にL I N Eメッセージ等でお知らせするもの。

③ 条件を満たさない場合の運用

◇検査結果が陽性の場合

- ・医療機関または県コールセンター（098-866-2129）に伝えるなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・同行者が陽性の場合、濃厚接触者と考えられる方については、県コールセンターや保健所に相談する等の対応を促す。

◇その他、条件を満たさない場合（検査結果が「判定不能」、確認書類を持参しなかった、検査結果が間に合わなかった、ワクチン2回目接種から14日を経過していない場合等）

- ・インセンティブ（サービス付与）では、条件を満たさない旨を説明する。
- ・抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内をおこなう（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）
- ・ワクチン接種証明や検査結果陰性証明等の提示が利用条件であることや、忘れた場合の取扱い（利用の可否や返金、別プランの提案等）、抗原定性検査を案内する等の対応を行う。

④ 留意点

- ◇旅館業法（昭和23年法律第138号）など個別法においてサービスの利用制限の排除について定めている場合には法違反とならないようにすることに留意する必要があるほか、業界が接種証明利用のガイドラインを定めた場合には、この内容に留意しながら運用されることが望ましい。








(4) その他

- ・「学校等」の活動については、引き続き、「学校等における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージ制度は適用しない。

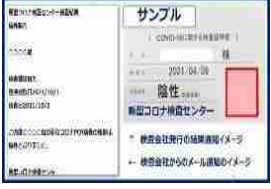


ただし、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動へのワクチン・検査パッケージ制度の適用等について、文部科学省において別に定める。

- ・その他日常活動での証明の活用についても、国の動向を注視し、今後、検討するものとする。

【飲食等におけるインセンティブと行動制限緩和】

	インセンティブ	行動制限緩和
入店前	<p>◇業種別ガイドラインの遵守、感染防止対策を徹底する (①店舗内の衛生管理、②従業員等の安全衛生管理、③お客様の安全等)</p>	<p>◇認証店舗においては、人数制限を緩和するため、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を県に登録する</p> <p>◇人数制限の緩和が適用される店舗であることがわかるよう、ステッカー等を掲示する</p>
		
証明等の確認場所	<p>◇店舗入口等において、検温及び手指消毒の実施と併せて、ワクチン接種証明又は検査陰性証明等の確認を行う</p> <p>◇着席後に証明等の確認を行うことも可能</p>	<p>◇店舗入口等において、検温及び手指消毒の実施と併せて、ワクチン接種証明又は検査陰性証明等の確認を行う</p>
	<p>◇各証明等の確認時に来店者が密にならないよう配慮する。</p>	
証明等の種類	<p>ワクチン接種証明（デジタル）</p> 	<p>◇国が提供するワクチン接種証明アプリ等については、本人確認不要</p>
	<p>ワクチン接種証明書（シール等） 外国政府等の発効した接種証明等 民間企業アプリ</p>  	<p>◇ワクチン接種済証（シール）等原本、写真、外国政府等発効の接種証明、民間企業アプリ（ワクチン接種済証のデジタルコピー）については、本人確認が必要。</p> <p>+</p> <p>本人確認証 (免許証、マイナンバーカード等)</p> 

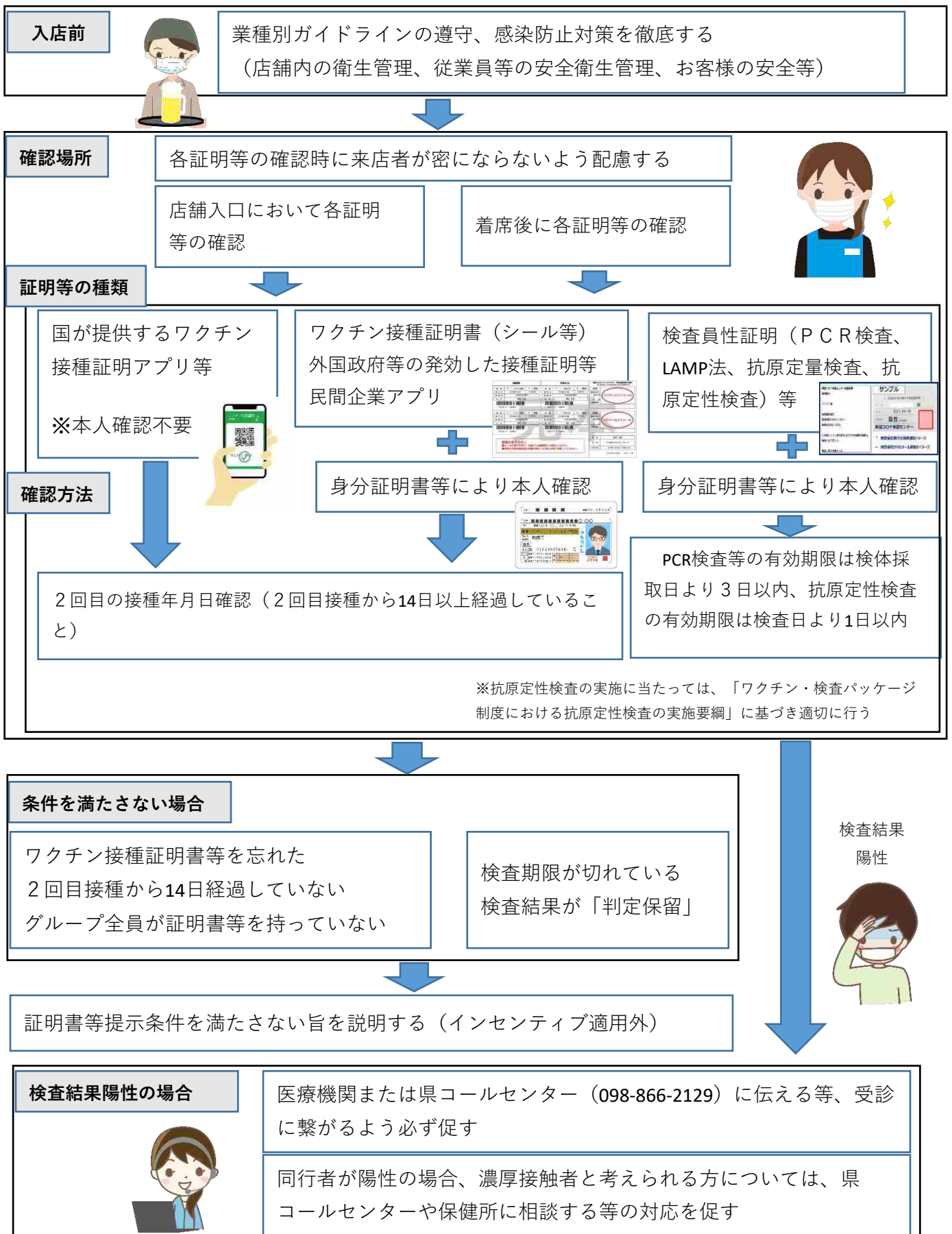
【飲食等におけるインセンティブと行動制限緩和】

	インセンティブ	行動制限緩和
	PCR等検査結果  	◇検査陰性証明（PCR検査、LAMP法の核酸増幅法、抗原定量検査）等については、本人確認が必要
ワクチン接種証明書等の確認方法		◇身分証明書等により本人であることを確認（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）※国アプリ等は本人確認不要 ◇2回目の接種年月日の確認（2回目接種日から14日以上経過していること） ◇ワクチン接種証明等の有効期限は当面定めない。
検査陰性証明等の確認方法		◇身分証明書等により本人であることを確認 ◇検査方法、検査所名、検査日の確認（PCR検査等、抗原定性検査のいずれか） ◇有効期限の確認（PCR検査等の有効期限は、検体採取日より3日以内、抗原定性検査の有効期限は、検査日より1日以内） ◇検査結果が陰性であることを確認 ◇抗原定性検査の実施にあたっては、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に基づき、適切に行う。
		◇行動制限を緩和する場合、6歳～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要。
RICCAの読み込み		◇利用者に対し、店舗に掲示されたRICCAのQRコードの読み込みを促す ※RICCAとは、同施設を利用した日時等が県に登録され、後日、施設利用者の感染が判明した際に、同時刻に施設等を利用された方にLINEメッセージでお知らせするもの

【飲食等におけるインセンティブと行動制限緩和】

	インセンティブ	行動制限緩和
検査結果が陽性 の場合	<p>◇医療機関または県コールセンター（098-866-2129）に伝えるなどして、受信に繋がるよう必ず促す。</p> <p>◇同行者が陽性の場合、濃厚接触者と考えられる方については、県コールセンターや保健所に相談する等の対応を促す。</p>	
条件を満たさない場合 (書類忘れ、検査期限切れ等)	<p>◇証明書等提示条件を満たさない旨を説明する。</p> 	<p>◇抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内を行う。</p> <p>◇「同一グループ・同一テーブル4人以内」の要請内容を説明し、複数のテーブルに分けること等の提案を行う。</p>
その他留意点	<p>◇飲食店等に関する各種ガイドライン等 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改訂その2）（内閣官房、厚生労働省、農林水産省：令和3年11月19日） 「沖縄県感染防止対策認証制度実施要綱」等</p> 	<p>◇認証店及び飲食を主として業としていないカラオケ店については、緊急事態措置区域において、カラオケ設備を提供する場合は、来店者全員のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認すること。</p>

【飲食等における接種証明等の確認方法】（インセンティブ型）




【飲食等における接種証明等の確認方法】（行動制限緩和型）

入店前

業種別ガイドラインの遵守、感染防止対策を徹底する
 （店舗内の衛生管理、従業員等の安全衛生管理、お客様の安全等）

認証店舗において、人数制限を緩和するに当たっては、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を県に登録する。



確認場所

各証明等の確認時に来店者が密にならないよう配慮する

店舗入口において各証明等の確認

証明等の種類

- 国が提供するワクチン接種証明アプリ等
※本人確認不要
- ワクチン接種証明書（シール等）
外国政府等の発効した接種証明等
民間企業アプリ
- 検査員性証明（PCR検査、LAMP法、抗原定量検査、抗原定性検査）等

確認方法





- 身分証明書等により本人確認
- 身分証明書等により本人確認

2回目の接種年月日確認（2回目接種から14日以上経過していること）

6歳～12歳未満の児童については、検査結果陰性の確認が必要

PCR検査等の有効期限は検体採取日より3日以内、抗原定性検査の有効期限は検査日より1日以内

※抗原定性検査の実施に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に基づき適切に行う

条件を満たさない場合


- ワクチン接種証明書等を忘れた
2回目接種から14日経過していない
グループ全員が証明書等を持っていない
- 検査期限が切れている
検査結果が「判定保留」

抗原定性検査を提供する場所が近郊に存在する場合、それらの案内を行う
 「同一テーブル・同一グループ4人以内」の要請内容を説明し、複数のテーブルに分けること等の提案を行う

検査結果陽性の場合

医療機関または県コールセンター（098-866-2129）に伝える等、受診に繋がるよう必ず促す

同行者が陽性の場合、濃厚接触者と考えられる方については、県コールセンターや保健所に相談する等の対応を促す



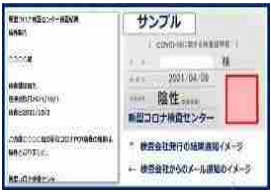


検査結果
陽性





【イベント等におけるインセンティブと行動制限緩和】

	インセンティブ	行動制限緩和
入場前	<p>◇イベント参加者へ、事前及び当日の安全対策の呼びかけを行う</p> <p>◇業種別ガイドラインの遵守、感染防止対策を徹底する (①施設内の衛生管理、②従業員等の安全衛生管理、③お客様の安全等)</p>	
		<p>◇参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、感染防止安全計画を県に登録し、同計画に基づいた感染防止対策を徹底する</p> <p>◇ワクチン・検査パッケージ適用により上限人数を緩和したイベントについては、当日に接種証明等を忘れずに持参することや、忘れた場合の対応（返金の可否等）について呼びかけを行う</p>
証明等の確認場所	<p>◇施設入口等において、検温及び手指消毒の実施と併せて、ワクチン接種証明又は検査陰性証明等の確認を行う</p> <p>◇施設内において、証明等の確認を行うことも可能</p>	<p>◇施設入口等において、検温及び手指消毒の実施と併せて、ワクチン接種証明又は検査陰性証明等の確認を行う</p>
	<p>◇各証明等の確認時に来場者が密にならないよう配慮する。</p>	
証明等の種類	<p>ワクチン接種証明（デジタル）</p> 	<p>◇国が提供するワクチン接種証明アプリ等については、本人確認不要</p>
	<p>ワクチン接種証明書（シール等） 外国政府等の発効した接種証明等 民間企業アプリ</p> 	<p>◇ワクチン接種済証（シール）等原本、写真、外国政府等発効の接種証明、民間企業アプリ（ワクチン接種済証のデジタルコピー）については、本人確認が必要。</p> <p>+</p> <p>本人確認証 (免許証、マイナンバーカード等)</p> 

【イベント等におけるインセンティブと行動制限緩和】


	インセンティブ	行動制限緩和
	PCR等検査結果  	◇検査陰性証明（PCR検査、LAMP法の核酸増幅法、抗原定量検査）等については、本人確認が必要
ワクチン接種証明書等の確認方法	◇身分証明書等により本人であることを確認（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）※国アプリ等は本人確認不要 ◇2回目の接種年月日の確認（2回目接種日から14日以上経過していること） ◇ワクチン接種証明等の有効期限は当面定めない。	
検査陰性証明等の確認方法	◇身分証明書等により本人であることを確認 ◇検査方法、検査所名、検査日の確認（PCR検査等、抗原定性検査のいずれか） ◇有効期限の確認（PCR検査等の有効期限は、検体採取日より3日以内、抗原定性検査の有効期限は、検査日より1日以内） ◇検査結果が陰性であることを確認 ◇抗原定性検査の実施にあたっては、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に基づき、適切に行う。	 ◇行動制限を緩和する場合、6歳～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要。
RICCAの読み込み	◇利用者に対し、施設等に掲示されたRICCAのQRコードの読み込みを促す ※RICCAとは、同施設を利用した日時等が県に登録され、後日、施設利用者の感染が判明した際に、同時刻に施設等を利用された方にLINEメッセージでお知らせするもの	

【イベント等におけるインセンティブと行動制限緩和】

	インセンティブ	行動制限緩和
検査結果が陽性 の場合	<p>◇医療機関または県コールセンター（098-866-2129）に伝えるなどして、受信に繋がるよう必ず促す。</p> <p>◇同行者が陽性の場合、濃厚接触者と考えられる方については、県コールセンターや保健所に相談する等の対応を促す。</p>	
条件を満たさない場合 (書類忘れ、検査期限切れ等)	<p>◇証明書等提示条件を満たさない旨を説明する。</p> 	<p>◇抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内を行う。</p> <p>◇入場にワクチン接種証明等の提示が必要であることや、忘れた場合の取扱い（入場や返金等の可否）等の説明を行う</p>
その他留意点	<p>◇イベント等に関する各種ガイドライン等 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（内閣官房：令和3年11月19日）」 「イベント開催等における感染防止安全計画等について（内閣官房：令和3年11月19日）」等</p>	

【イベント等における接種証明等の確認方法】（インセンティブ型）

入場前



主催者は、業種別ガイドラインの遵守、感染防止対策を徹底する（施設内の衛生管理、従業員等の安全衛生管理、お客様の安全等）

確認場所 各証明等の確認時に来場者が密にならないよう配慮する

施設入口等において各証明等の確認

証明等の種類

- 国が提供するワクチン接種証明アプリ等
※本人確認不要
- ワクチン接種証明書（シール等）
外国政府等の発効した接種証明等
民間企業アプリ
- 検査員性証明（PCR検査、LAMP法、抗原定量検査、抗原定性検査）等




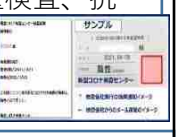

確認方法

- 身分証明書等により本人確認
- 身分証明書等により本人確認

2回目の接種年月日確認（2回目接種から14日以上経過していること）

PCR検査等の有効期限は検体採取日より3日以内、抗原定性検査の有効期限は検査日より1日以内

※抗原定性検査の実施に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に基づき適切に行う








条件を満たさない場合

- ワクチン接種証明書等を忘れた
2回目接種から14日経過していない
グループ全員が証明書等を持っていない
- 検査期限が切れている
検査結果が「判定保留」

証明書等提示条件を満たさない旨を説明する（インセンティブ適用外）

検査結果陽性の場合



医療機関または県コールセンター（098-866-2129）に伝える等、受診に繋がるよう必ず促す

同行者が陽性の場合、濃厚接触者と考えられる方については、県コールセンターや保健所に相談する等の対応を促す


【イベント等における接種証明等の確認方法】（行動制限緩和型）

入場前

主催者は、業種別ガイドラインの遵守、感染防止対策を徹底する

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、感染防止安全計画を県に提出し、同計画に基づいた感染防止対策を徹底すること

ワクチン・検査パッケージ適用により人数上限を緩和したイベントについては、当日にワクチン接種証明等を忘れずに持参することや、忘れた場合の対応（入場・返金の可否等）について呼びかけを行う



確認場所

各証明等の確認時に来場者が密にならないよう配慮する

施設入口等において各証明等の確認

証明等の種類

- 国が提供するワクチン接種証明アプリ等
※本人確認不要
- ワクチン接種証明書（シール等）
外国政府等の発効した接種証明等
民間企業アプリ
- 検査員性証明（PCR検査、LAMP法、抗原定量検査、抗原定性検査）等

確認方法

身分証明書等により本人確認





身分証明書等により本人確認

6歳～12歳未満の児童については、検査結果陰性の確認が必要

2回目の接種年月日確認（2回目接種から14日以上経過していること）

PCR検査等の有効期限は検体採取日より3日以内、抗原定性検査の有効期限は検査日より1日以内

※抗原定性検査の実施に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に基づき適切に行う


条件を満たさない場合

ワクチン接種証明書等を忘れた
2回目接種から14日経過していない
グループ全員が証明書等を持っていない

検査期限が切れている
検査結果が「判定保留」

検査結果陽性


入場にワクチン接種証明等の提示が必要であることや、忘れた場合の取扱い（入場や返金等の可否）等の説明を行う








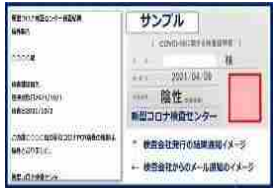

検査結果陽性の場合

医療機関または県コールセンター（098-866-2129）に伝える等、受診に繋がるよう必ず促す



同行者が陽性の場合、濃厚接触者と考えられる方については、県コールセンターや保健所に相談する等の対応を促す



【ツアー、宿泊等におけるインセンティブと行動制限緩和】

	インセンティブ	行動制限緩和
<p>入場前</p> 	<p>◇旅行者等へ、事前及び当日の安全対策の呼びかけを行う</p> <p>◇業種別ガイドラインの遵守、感染防止対策を徹底する (①施設内の衛生管理、②従業員等の安全衛生管理、③お客様の安全等)</p> <p>◇ワクチン接種済等が利用条件の場合、当日にワクチン接種証明等を忘れずに持参することや、忘れた場合の対応(入場・返金の可否等)について呼びかけを行う</p>	
<p>証明等の確認場所</p>	<p>◇ツアー開始時又はチェックイン時等において、ワクチン接種証明又は検査陰性証明等の確認を行う</p> <p>◇各証明等の確認時に旅行者等が密にならないよう配慮する。</p>	
<p>証明等の種類</p>	<p>ワクチン接種証明(デジタル)</p> 	<p>◇国が提供するワクチン接種証明アプリ等については、本人確認不要</p>
	<p>ワクチン接種証明書(シール等) 外国政府等の発効した接種証明等 民間企業アプリ</p> 	<p>◇ワクチン接種済証(シール)等原本、写真、外国政府等発効の接種証明、民間企業アプリ(ワクチン接種済証のデジタルコピー)については、本人確認が必要。</p> <p>+</p> <p>本人確認証 (免許証、マイナンバーカード等)</p> 
	<p>PCR等検査結果</p> 	<p>◇検査陰性証明(PCR検査、LAMP法の核酸増幅法、抗原定量検査)等については、本人確認が必要</p> <p>+</p> <p>本人確認証 (免許証、マイナンバーカード等)</p> 

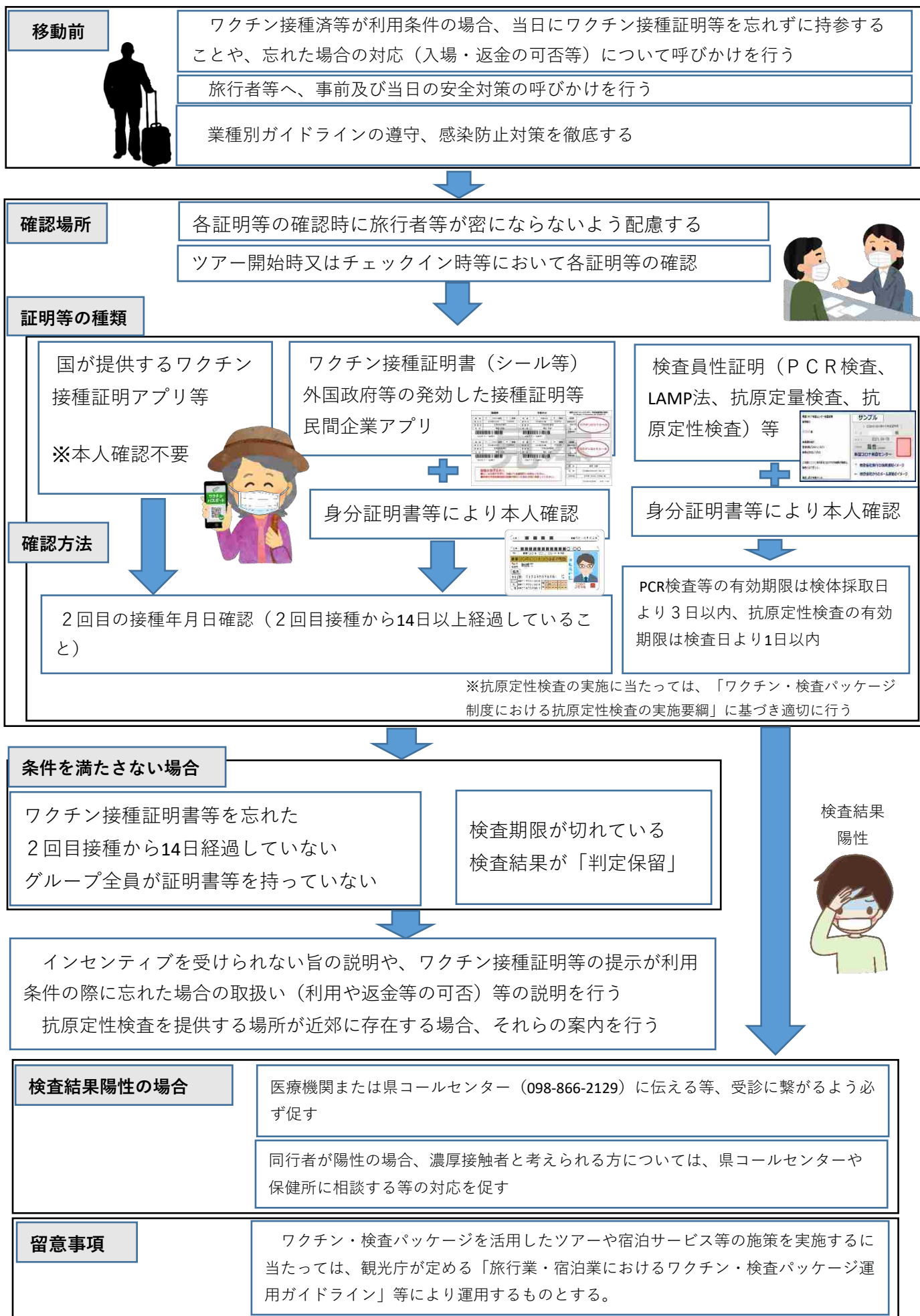
【ツアー、宿泊等におけるインセンティブと行動制限緩和】

	インセンティブ	行動制限緩和
ワクチン接種証明書等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇身分証明書等により本人であることを確認（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等）※国アプリ等は本人確認不要 ◇2回目の接種年月日の確認（2回目接種日から14日以上経過していること） ◇ワクチン接種証明等の有効期限は当面定めない。 	
検査陰性証明等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇身分証明書等により本人であることを確認 ◇検査方法、検査所名、検査日の確認（PCR検査等、抗原定性検査のいずれか） ◇有効期限の確認（PCR検査等の有効期限は、検体採取日より3日以内、抗原定性検査の有効期限は、検査日より1日以内） ◇検査結果が陰性であることを確認 ◇抗原定性検査の実施にあたっては、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に基づき、適切に行う。 	
	<p><u>◇12歳未満の者については、現在、ワクチンを接種することができないが、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とする。</u></p>	<p><u>◇行動制限を緩和する場合、6歳～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要。</u></p>
RICCAの読み込み	<ul style="list-style-type: none"> ◇利用者に対し、施設等に掲示されたRICCAのQRコードの読み込みを促す ※RICCAとは、同施設を利用した日時等が県に登録され、後日、施設利用者の感染が判明した際に、同時刻に施設等を利用された方にLINEメッセージでお知らせするもの 	
検査結果が陽性の場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇医療機関または県コールセンター（098-866-2129）に伝えるなどして、受信に繋がるよう必ず促す。 ◇同行者が陽性の場合、濃厚接触者と考えられる方については、県コールセンターや保健所に相談する等の対応を促す。 	

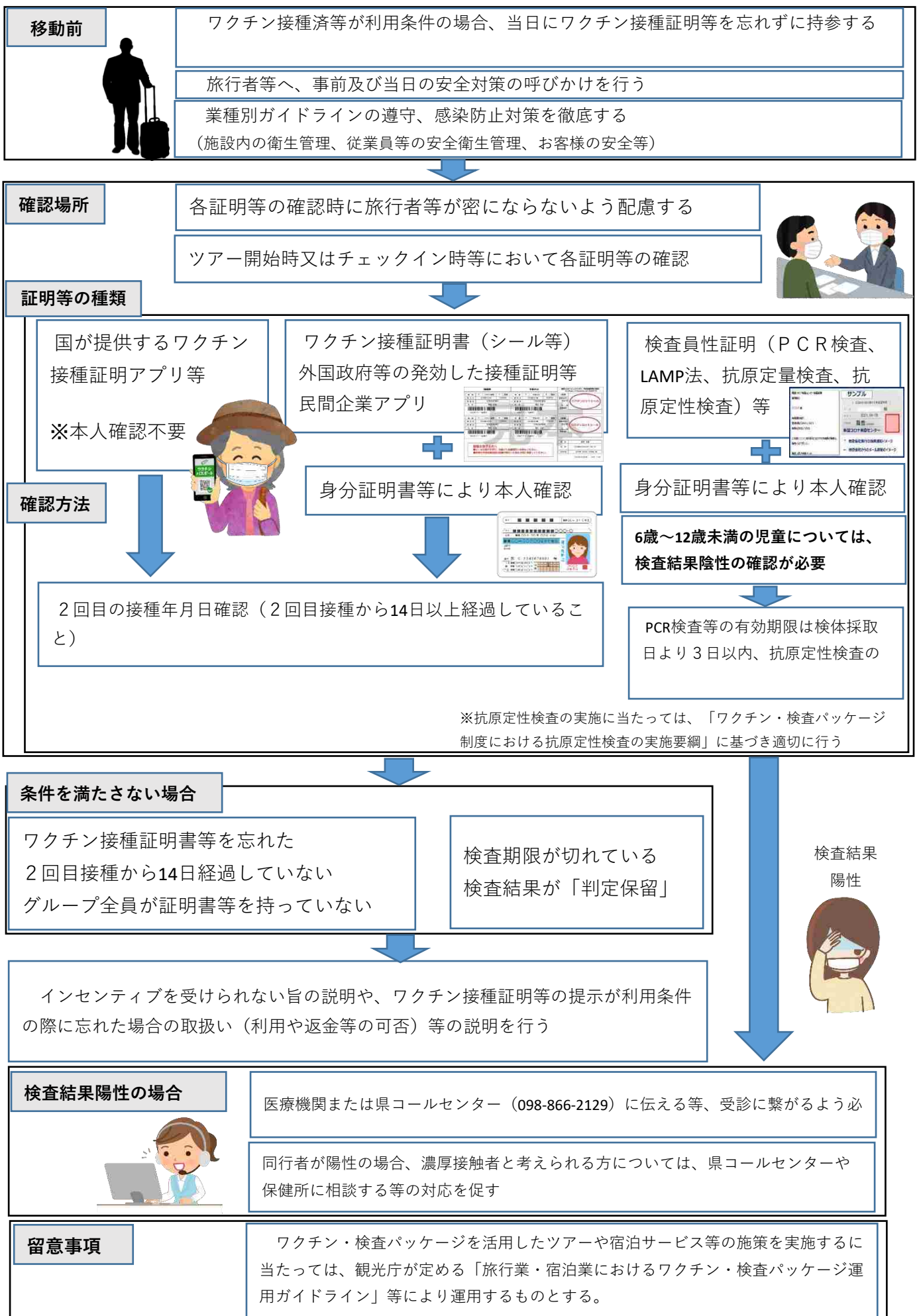
【ツアー、宿泊等におけるインセンティブと行動制限緩和】

	インセンティブ	行動制限緩和
条件を満たさない場合 （書類忘れ、検査期限切れ等）	◇証明書等提示条件を満たさない旨を説明する。 ◇抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内を行う。 ◇ワクチン接種証明等の提示が必要であることや、忘れた場合の取扱い（入場や返金等の可否）等の説明を行う	
その他留意点	◇旅行業や宿泊等に関する各種ガイドライン等 「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン（観光庁：令和3年11月19日）」 「旅行業・宿泊業のワクチン接種証明利用ガイドライン（業界団体：令和3年11月22日）」	

【ツアー、宿泊等における接種証明等の確認方法】（インセンティブ）



【ツアー、宿泊等における接種証明等の確認方法】（行動制限緩和型）



(別紙)

ワクチン接種証明等の種類①

【予防接種済証】



身分証明書等と併せ本人確認

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過
しているか

【接種記録書】

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

1回目	2回目
接種年月日 2021年 月 日	接種年月日 2021年 月 日
接種会場	接種会場

氏名: _____
住所: _____
生年月日: _____年 月 日


新型コロナウイルスの接種を受けた医療従事者の方へ

- 上記の接種記録書は、2回目の接種でもシールを貼付しますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)
- 後日、市町村から郵送される接種券は、使用しないでください。
- 2回目の接種時に、「接種券付き予診票」と「接種記録書」をご持参ください。

新型コロナウイルスに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
 - ➡ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
 - ➡ 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
 - ➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスの詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



【国内用、海外用の接種証明書 (紙)】 (各市町村の窓口で申請)

日本国内用 接種証明書



身分証明書等と併せ本人確認

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過
しているか

海外用及び日本国内用 接種証明書



※従来の海外用に加えて、主に日本国内での利用を想定した国内用の接種証明書も申請可能

(別紙)

ワクチン接種証明等の種類②

【ワクチン接種証明書（電子版）】

接種証明書（電子版）－日本国内用証明書



接種証明書（電子版）の取得方法

○接種証明書（電子版）の発行に必要なもの

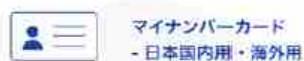
【スマートフォン】（iOS13.7以降もしくはAndroidOS8.0以降）（専用アプリのダウンロード）



【マイナンバーカード】



【券面事項入力補助用暗証番号】
（4桁）



(別紙)

ワクチン接種証明等の種類③

【ワクチン接種証明書等の民間アプリ等】 ※例示アプリ以外も対象です



ヘルスコンディションノート



ヘルスアミュレット

【石垣市接種証明書 (デジタル)】



【接種証明書等の写真・画像】



(別紙)

ワクチン接種証明等の種類④

【検査結果通知書の事例】

検査結果通知書	
<p>・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等に対してのみ有効です。</p> <p>・ 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。</p> <p>・ 新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断には用いることができません。</p>	
<p>陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。</p>	
<input type="checkbox"/> 受検者氏名	○○ ○○ (フリガナ ○○ ○○)
<input type="checkbox"/> 検体採取日*	2021年03月05日
<input type="checkbox"/> 検査結果	陽性・陽性・判定不能
<input type="checkbox"/> 有効期限**	2021年03月05日
<input type="checkbox"/> 検査方法	PCR検査法・抗原定量検査・抗原定性検査
<input type="checkbox"/> 検体	唾液・鼻ぬぐい液・鼻咽喉ぬぐい液
<input type="checkbox"/> 使用した検査試薬又は検査キット名	○○ (社)
<p>※1 検査日のみが見える場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。</p> <p>※2 有効期限：PCR検査等は採取日+9日、抗原定性検査は検査日+1日</p>	
<input type="checkbox"/> 事業所名(又は検査所名)	○○ ○○
<input type="checkbox"/> 検査管理者氏名	○○ ○○
<p>【陽性の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関を受診してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください</p> <p>電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>	

運転免許証等により、本人のものか確認。

陽性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン Q&A

(令和4年1月4日 時点)

1. ワクチン・検査パッケージについて、学校は対象となるか。

(答) 学校等の活動については、引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、「ワクチン・検査パッケージ制度」は適用しないこととします。

※ 学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいう。

※ 大学等における教育研究活動一般については適用しないが、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動への「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用等については文部科学省において別に定める。

※ 修学旅行は、学校教育活動の一環であるため、適用外となる。

※ 高校体育連盟などが主催する大会への参加も適用外となる。

2. ワクチン・検査パッケージについて、ツアーや個人旅行は対象となるか。

(答) 人の移動については、基本的に個人に対する自粛の解除であるため、事業者がワクチン接種歴や検査結果を確認することを県として求めるものではない。

なお、民間において、ワクチン・検査パッケージを活用して旅行商品等を造成することは自由となっております。

3. 身分証明書の限定はあるか。

(答) 運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等でも可能です。

4. なぜ身分証明まで行うのか。

(答) 本人確認機能の無いアプリや検査陰性証明においては、本人確認を行う事で、なりすましを防止することとしています。

5. 12歳未満の児童について何により本人確認を行うのか。

(答) 12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認によることでも可能です。

6. 現在、ワクチン接種できない12歳未満の児童においても、行動制限の緩和する場合、検査陰性証明を求める理由は

(答) 子どもについても、陽性者による他者への感染力があることが示されており、検査の陰性を確認することが必要としています。

※ 但し未就学児(概ね6歳未満)については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要としています。

7. 感染が拡大しても接種証明等を活用してよいのか

(答) 感染再拡大により医療提供体制が逼迫する場合や、まん延防止等重点措置地域や緊急事態措置区域の移行により、接種証明等の活用を制限することもあり得ます。

8. 軽度の発熱程度であれば、ワクチン接種証明等を示し、飲食店やイベント等へ行ってよいか。

(答) 接種証明等は、基本的な感染対策を実施したうえで活用することを想定しているため、体調が優れない場合の行動については、自粛いただくこととなります。

9. ワクチン・検査パッケージにおいて、登録飲食店は、接種証明、検査結果通知書を忘れた人を店内に入れることは絶対にできないということか。

(答) 登録飲食店においても、同一グループの同一テーブルでの4人以下での会食の場合には、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認をする必要はありません。

10. 飲食店に5人以上で来店した際の、ワクチン接種証明等の取扱いについて。

(答) (インセンティブ型の場合)

行動制限緩和型と同様な取扱いか、接種証明等を確認出来なかった方を含むグループを非接種者として取り扱うなど、感染リスクを低減させる観点で活用することとなります。

(行動制限緩和型の場合)

ワクチン接種証明等を確認できた方については、同一グループで同一テーブルに5人以上で座ることが可能。

確認出来なかった方を含むグループについては、4人以下に分散いただくことや抗原定性検査の受検を促すこととなります。

11. 飲食店において、同一グループ内でワクチン接種証明書等を忘れた人がいる場合の取扱いについて。

(答) (インセンティブ型の場合)

行動制限緩和型と同様な取扱いか、接種証明等を確認出来なかった方を含むグループを非接種者として取り扱うなど、感染リスクを低減させる観点で活用することとなります。

(行動制限緩和型の場合)

ワクチン接種証明等を確認できた方については、同一グループで同一テーブルに5人以上で座ることが可能です。

確認出来なかった方を含むグループについては、4人以下に分散いただくことや抗原定性検査の受検を促すこととなります。

12. 飲食店やイベントでは必ずワクチン接種歴や検査陰性証明を活用しなければならないのか。

(答) 飲食店やイベント等全てにワクチン接種・検査陰性証明の活用を義務づけるものではない。行動制限緩和型の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ都道府県に登録していただくこととなります。インセンティブ型としての活用は、原則、事業者の自由となっています。

13. 人数制限を緩和する場合、イベントや飲食店においては、緩和する部分のみ、ワクチン接種歴又は検査結果を確認すれば良いのか、それとも入店者・入場者全員のものを確認するのか。

(答) 飲食店で同一テーブル5人以上で利用する場合には、当該5人以上全員のワクチン接種歴又は検査結果を確認することとなります。

イベントについては、「ワクチン・検査パッケージ制度」により緩和される部分(上限人数を超えて追加可能となる入場者数分)について、入場者のワクチン接種歴又は検査結果を確認することとなります。

14. 飲食店やイベント等で、従業員も接種証明等が必要となるか。

(答) ガイドラインでは、飲食店やイベント等で接種証明等を活用するに当たり、従業員にワクチン接種や陰性の検査結果を求めることとしておりません。

15. 在日米軍基地内でワクチン接種を受けたが、証明はどうすればよいか。

(答) ガイドラインでは、活用可能なワクチン接種歴として、「在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明」や、外国政府等の発行した接種証明についても有効であることを示しております。詳細は、ガイドライン●ページを参考。

16. ワクチン接種歴の有効期限はあるか。

(答) 有効期限は当面設定しないこととしているが、今後、ワクチン接種による感染予防効果の減退に関するエビデンスや3回目接種の進捗状況等を踏まえつつ、引き続き、国において検討予定となっております。

17. 3回目接種済みの場合、接種済み証は3回目のもののみの提示でよいか。3回目接種済みの場合、接種からの経過期間はいつからか。

(答) 3回目接種済みの場合は、接種済み証は3回目のもののみで可能です。
ただし、3回目接種済み者が一定程度に達するまで、事業者による確認は当面の間「利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していること」を確認することとしています。(3回目接種済みの場合は当然要件を満たしていると判断)

18. 民間のアプリは何を使えば良いか。

(答) 民間のアプリにおいては、予防接種済証等の画像を表示する機能や、(氏名、住所、生年月日等の)本人確認情報とワクチン接種日を表示する機能を持ったアプリであれば活用を妨げるものではありません。

19. PCR検査の有効期間のカウント方法はこうしたほうがよいか。

(答) 検体採取日(検体採取日が不明な場合は検査日)の3日後まで有効としています。

20. 検査としては何が有効か。

(答) PCR 検査等 (LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む) が推奨されるが、事前に PCR 検査等を行うことができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能としています。

21. 抗原定性検査は無症状者には推奨されないとされているが、問題ないか。

(答) 無症状者 (本人が症状に気づかない場合を含む) に対する抗原定性検査は、確定診断としての使用は推奨されないが、無症状者の感染者のうちウイルス量が多いものを発見することにより、場の感染リスクを下げうるとの考え方に基づき、事前に PCR 検査等を受検することができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能としています。

22. 抗原定性検査には、何を使えばいいのか。

(答) 厚労省が HP で公表している承認済みのキットを活用可能としています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

23. 事業者が直接抗原簡易キット等を購入することは可能か。

(答) 飲食店やイベント主催者等の事業者等は、確認書を医薬品等卸売販売業者に提出することで直接抗原簡易キット等を購入することが可能です。

薬事承認された抗原簡易キットを販売できるのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) に基づく許可を受けた者に限られるため、事業者は購入した抗原簡易キットを転売できないことに十分留意していただくこととなります。

24. 「ワクチン・検査パッケージ制度」のため、医療機関・衛生検査所等で行った検査の結果が陽性であった場合、どのような対応があり得るか。

(答) 検査結果が陽性であった場合、検査機関は利用者に医療機関又は受診・相談センターを紹介し、受診につなげることが必要となります。

医師による診断を伴う検査又は連携医療機関等の医師により、当該検査結果に基づき、新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を保健所に行うこととなります。

25. 当日検査の場合、通知書を発行する必要があるか。

(答) イベント等の開催場所等において、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、入場させるためにのみ用いる等の場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しないこととしております。ただし、検査結果の陰性を確認した者であることが分かるよう必要な工夫を行うこととしております。(リストバンドを付ける等)